

平成30年度創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー公募要領

平成30年8月1日現在

創成研究機構研究部プロジェクト研究部門では、北キャンパス総合研究棟3号館及び6号館（生物機能分子研究開発プラットフォーム）において、オープンラボラトリーを利用したプロジェクトを下記のとおり公募します。

本施設の利用を希望する場合は、下記により申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 利用の対象等

(1) 目的及び利用の範囲

以下の目的及び利用の範囲にあるもの

<目的>

- ①「研究目的」 本学の研究戦略に基づく重点的な研究、部局横断的な研究、産業界との研究協力を繋がる研究(内規第3条第1項)
- ②「産学連携目的」 本学の研究戦略に基づき、産学の連携を推進する、製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等(内規第3条第2項)

※北キャンパス総合研究棟6号館オープンラボラトリーの利用については、上記①、②のほか、企業と共同体制を構築しながら、創薬・機能性食素材の製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化等の推進を目的とした研究が望ましいが、その他の目的での利用についても相談に応じます。

<利用の範囲>

- ①競争的資金を用いて行う研究
- ②本学共同研究取扱規程に基づく研究
- ③本学受託研究取扱規程に基づく研究
- ④その他、創成研究機構長が本学の研究戦略のため、特に必要と認めた研究

(2) 応募対象ラボラトリー、利用形態

○北キャンパス総合研究棟3号館

(※産学の連携を推進する、製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等が望ましい)

階	部屋番号	面積(m ²)	仕様	備考
2	205	123	実験室タイプ	ドラフトチャンバー1台、実験台1台有
3	306	74	実験室タイプ	
3	307	66	実験室タイプ	ドラフトチャンバー、実験台有
3	309	118	実験室タイプ	ドラフトチャンバー1台、実験台5台有

○北キャンパス総合研究棟6号館

(※創薬・機能性食品の製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化等の推進を目的とした研究が望ましい。)

階	部屋番号	面積(m ²)	仕様	備考
1	106	50	実験室タイプ	
1	107	50	実験室タイプ	ドラフトチャンバー有
1	202	57	実験室タイプ	ドラフトチャンバー, 実験台有
1	205	66	実験室タイプ	
1	206	46	実験室タイプ	クレーン有
1	207	49	実験室タイプ	

※詳細は別紙「施設概要」をご参照願います。

※共用スペース有:給湯室等

(3)利用許可及び期間

北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー審査委員会で目的・研究内容などを審査のうえ利用を決定します。

利用許可期間は、原則許可日から1年以内とし、通算5年を限度として更新することができます。

2. 応募締切

平成 30 年 8 月 31 日(金)

※ なお、締切日以降もご利用の希望がある場合は随時相談に応じます。詳細については、「6.【問い合わせ及び書類提出先】」までご相談ください。

3. 負担料金

利用代表者(本学の教職員)は、利用に係る経費を負担するものとします。(「北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー利用細則」より)

種別	負担料金	
	施設維持負担金 (円/年)	光熱水料等 (*1)
北キャンパス総合 研究棟3号館	26,400円/m ² (「研究目的」の場合)	実費負担
	36,000円/m ² (「産学連携目的」の場合)	
北キャンパス総合 研究棟6号館	40,800円/m ²	実費負担

*1 光熱水料等の単価等は本学の規程に従います。また、電話料については、実費の通話料を負担して頂きます(基本料は機構が負担します)。

4. 提出書類(各1部)

部局事務部を経由のうえ、以下の3点について書類提出先へ提出願います。

- (1)別紙様式 1「北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー(新規・変更)利用申請書」
- (2)当該研究の原資となる共同研究契約書, 受託研究契約書, 研究資金の採択通知書の写しなど, 契約期間や採択内容・期間・金額が明確に記載された書類。
- (3)実験内容に関するチェックシート

5. その他

- (1)利用代表者(本学の教職員)は、創成研究機構研究部プロジェクト研究部門に兼務することとし、創成研究機構の管理運営に携わっていただくことを予定しております。
- (2)利用代表者及び利用者は、本学及び機構の諸規則を遵守するとともに、オープンラボラトリーの施設等、管理責任を負うものとします。(鍵は研究推進部研究支援課にて貸与します。)また、機構長の承認を得た上で研究に必要な機器等をオープンラボラトリーに搬入し使用することができますが、利用を終了または中止した時には速やかに原状回復し、機構長に届け出てください。なお、搬入及び原状回復に係る一切の費用は利用代表者が負担するものとします。
- (3)利用代表者及び利用者は、オープンラボラトリーを利用して行った成果を論文等により公表するときは、その論文にオープンラボラトリーで行った事業であることを明記し、論文等の写しを機構長に提出するものとします。
- (4)オープンラボラトリーの使用実態について、機構において実地調査を行うことがあります。
- (5)その他については、北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー利用内規を参照願います。

6. 問い合わせ及び書類提出先

研究推進部研究支援課 創成研究機構担当

電話:706-9195 (内線:9195)

E-mail:sousei@research.hokudai.ac.jp